

宮城県土木部優良専門工事業者表彰事務取扱要領

(目的)

第1 宮城県土木部が発注した建設工事において、他の模範となる優良な工事に貢献した下請企業の専門技術を評価し表彰を行うもの。これにより、元請企業と下請企業との間で対等な関係の構築を図るとともに、下請企業の専門技術の維持とさらなる向上を図り、地域建設産業の担い手及び技能者の確保に資することを目的とする。

(表彰対象者)

第2 優良建設工事施工業者表彰事務取扱要領(昭和57年10月1日施行)に基づく優良建設工事施工業者表彰を受賞した元請企業から、最も下請負金額が高い業者若しくは優良建設工事施工業者表彰の受賞に最も貢献した下請企業1者の推薦を受けるものとする。ただし、表彰するに相応しくない事由が下請企業にある場合については、表彰の対象外とする。

2 次の要件を全て満たす下請企業を推薦するものとする。

- (1) 下請負金額が500万円以上であること。
- (2) 請負金額の7割以上を直営(3割未満の請負金額を下請企業)で施工していること。
- (3) 工事施工時点において県内に本社・本店(主たる営業所)を有する企業であること。
- (4) 工事施工時点において社会保険に加入していること。

(欠格事項)

第3 次のいずれか(以下「欠格事項」という。)に該当する場合は、対象としないものとする。

- (1) 工事成績調書の考査項目の1「施工体制一般」の評定が「a」以外の評定がある工事
- (2) 下請企業が宮城県建設工事入札参加登録業者等指名停止要領(令和2年4月1日施行)による指名停止処分を受け、その指名停止の期間が、表彰年度の1年度前から当該年度表彰日までの期間に存する場合
- (3) 下請企業が建設業法に基づく営業停止処分を受け、その営業停止の期間が、表彰年度の1年度前から当該年度表彰日までの期間に存する場合
- (4) 下請企業が宮城県発注工事で労働災害に係る文書警告を受け、その文書交付日が、表彰年度の1年度前から当該年度表彰日までの期間に存する場合
- (5) 下請企業が宮城県建設工事執行規則取扱要綱(平成15年4月1日施行)による配置技術者追加専任配置の処分を受け、その配置すべき期間が、表彰年度の1

年度前から当該年度表彰日までの期間に存する場合

- (6) 下請企業が労働災害による死亡事故を発生させた場合又は安全管理の不適切により休業4日以上等の労働災害を2回以上発生させた場合で、災害発生日が、表彰年度の1年度前から当該年度表彰日までの期間に存する場合
- (7) 下請企業が破産等で廃業し事業再開の見込みがない場合
- (8) その他、表彰するに相応しくない事由が下請企業にある場合

(推薦)

第4 優良建設工事施工業者表彰を受賞した工事の元請企業は、様式第1号により発注機関の長あて推薦する。ただし、推薦数は工事1件につき下請企業1者とする。

(表彰審査委員会)

第5 この要領に定める表彰を審査するため、別表の宮城県土木部優良専門工事業者表彰審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の審査)

- 第6 この要領に定める表彰を行おうとするときは、委員会の審査に付するものとする。
- 2 事業管理課長は、第2の表彰対象者に該当すると認められる下請企業を『宮城県土木部優良専門工事業者表彰候補者名簿』（以下「名簿」という。）により調製し、主務課長及び地方機関の長に意見を求めるものとする。
 - 3 委員会は付議された工事及び下請企業について名簿により審査を行いその結果を土木部長に報告するものとする。

(表彰の決定)

- 第7 土木部長は、委員会の審査の結果を踏まえ、被表彰者を決定するものとする。
- 2 土木部長は、前項の決定があったときは、様式第2号により速やかに被表彰者に通知するものとする。

(表彰の方法)

- 第8 表彰は、土木部長が、宮城県土木部優良専門工事業者表彰式において、賞状を授与して行う。
- 2 前項の表彰には、副賞を添えることができるものとする。
 - 3 第1項の規定による賞状は、様式第3号のとおりとする。

(表彰に係る事務分掌)

第9 この要領による事務は、土木部事業管理課が所掌するものとする。

(表彰の取消し)

第10 土木部長は、被表彰者に対し、表彰日までに第2第3項各号に規定する欠格事項が生じた場合は、速やかに報告するよう求めるものとする。

2 土木部長は、被表彰者について、表彰日までに前項に規定する欠格事項に該当すると認めるときは、表彰の決定を取り消すものとする。

3 土木部長は、元請企業及び下請企業が表彰の要件に係る宮城県の調査において虚偽の報告を行った場合又は被表彰者及び所属する施工者が第1項の規定による報告を怠った場合は、表彰の決定を取り消すものとする。

(罰則)

第11 第9第3項の規定に該当した場合は、当該施工者を3か年の間、表彰の対象としないものとする。

(その他)

第12 この要領に定めるもののほか表彰の実施に関し、必要な事項は、土木部長が別に定める。

附 則

この要領は、平成30年7月25日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年10月11日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年9月20日から施行する。

【別表】

宮城県土木部優良専門工事業者表彰審査委員会

1 組織

委員会の委員は、次のとおりとする。

委員長	土木部副部長（技術担当）
副委員長	事業管理課長
委員	土木総務課長
	道路課長
	河川課長
	防災砂防課長
	港湾課長
	空港臨空地域課長
	都市計画課長
	都市環境課長
	建築宅地課長
	住宅課長
	営繕課長
	設備課長

2 委員長等

- (1) 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- (2) 委員長が出席できない場合は、副委員長がその職務を代理する。

3 会議等

- (1) 委員会の会議は、委員長が招集する。
- (2) 委員会の議事は、委員長が主宰する。
- (3) 委員会は、委員の2分の1以上をもって成立し、議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 庶務

委員会の庶務は、土木部事業管理課において行う。

5 その他

委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

様式第1号

年 月 日

発注機関の長 殿

元請業者名
代表者職氏名

宮城県土木部優良専門工事業者表彰における候補者の推薦について
このことについて、下記のとおり推薦します。

記

1 宮城県優良建設工事施工業者表彰の情報

工事番号			
工事名			
元請業者名			
所在地(市町村名)		工事成績評定点	点

2 推薦する下請業者の情報

下請業者名			
下請業者住所	(郵便番号) 〒		
	(住所)		
電話・FAX番号	(電話番号)		
	(FAX番号)		
下請金額	円 (※500万円以上が対象)		
下請期間	自	年 月 日から	下請工事概要
	至	年 月 日まで	
連絡担当者氏名			

3 下請業者推薦理由(該当する項目の□にレ点マーク)

- ① 最も下請負金額が高いため
- ② 優良建設工事施工業者表彰の受賞に最も貢献した下請企業であるため
※上記②の理由の場合、貢献した内容にレ点マーク
- ②-1 工事施工の施工管理が適時、的確に実施されていた。
- ②-2 工事施工の工程管理が適時、的確に実施されていた。
- ②-3 工事施工の安全管理が適時、的確に実施されていた。
- ②-4 工事施工にあたり、対外関係との調整が適時、的確に実施されていた。
- ②-5 出来形が測定項目、測定基準及び規格値を満足していた。
- ②-6 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足し、品質を確保していた。
- ②-7 土工構造物、コンクリート構造物等の出来ばえに優れていた。
- ②-8 施工及び工法等の優れた技術力を持ち、工事施工されていた。
- ②-9 工事施工にあたり、創意工夫が実施されていた。
- ②-10 その他の理由の場合、貢献した内容を簡潔に記載

[]

(通知日)

(会社名)
代表取締役 殿

宮城県土木部長

宮城県土木部優良専門工事業者表彰決定について（通知）

貴社は宮城県土木部が発注した建設工事の専門工事業者として専門技術の研さんに努められた功績は誠に顕著であり、他の模範であります。

よって、宮城県土木部優良専門工事業者表彰に決定されましたので通知します。

なお、本通知後、表彰日までに、別途定められた欠格事項に該当することとなった場合は、速やかに報告願います。

欠格事項に該当する場合は、当該表彰が取り消されます。また、欠格事項の報告を怠った場合は、当該表彰が取り消されるとともに、施工者は3か年の間、表彰の対象とならなくなります。

賞 状

(表彰番号)

(会社名) 殿

貴社は宮城県土木部が発注した建設工
事の施工にあたり専門工事業者として
専門技術の研さんに努められた功績は
誠に顕著であり他の模範であります
よって宮城県土木部優良専門工事業者
としてこれを表彰します

(工事番号)

(工事名)

(元請企業名)

(表彰月日)

宮城県土木部長 (部長名)